

(設置)

第1条 公共交通機関の維持及び活性化施策に係る審議を行うため越前市附属機関設置条例(平成24年越前市条例第2号)第2条の規定に基づき越前市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 交通会議は、委員20人以内及び幹事3人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民又は利用者の代表
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福井運輸支局長又はその指名する者
- (4) 福井県の関係行政機関の職員
- (5) 旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 幹事は、市長が市職員のうちから任命する。

(任期)

第3条 委員及び幹事(以下「委員等」という。)の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 交通会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項に係る協議をしないときは、第2条第2項第4号及び第5号の規定による委員については招集しないことができる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、交通会議に委員等以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(協議が調った事項の軽微な変更等)

第7条 交通会議において協議が調った事項に係る次に掲げる軽微な変更等は、交通会議での協議を省略することができるものとする。

- (1) 停留所の名称の変更
- (2) ルートの変更を伴わない停留所の新設、移設及び撤去
- (3) 連続する2つの停留所間のルートの変更
- (4) 第2号又は第3号の変更等に伴う部分的な運行時刻の修正

2 前項の規定により軽微な変更等を行ったときは、次の会議においてこれを報告するものとする。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年越前市条例第44号)及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成24年越前市規則第13号)の定めるところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、越前市行政組織規則(平成17年越前市規則第10号)別表第5に定める課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(交通会議招集等の特例)

2 会長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は、市長が行う。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に越前市地域公共交通会議の委員であった者は、第2条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。

4 前項に規定する委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、当該委員の残任期間とする。